

(最終版)

「税関における包括許可の確認方法について（お知らせ）の一部を改正する通達案」に対する意見

[氏名（連絡担当者）]	日本機械輸出組合 部会・貿易業務グループ 橋本 弘二
[住所]	東京都港区芝公園3—5—8 機械振興会館401
[電話番号]	03—3431—9800
[FAX番号]	03—3431—0509
[電子メールアドレス]	hashimoto@jmcti.or.jp
コメント	
<p>本年4月17日付けでパブリックコメントが募集された「包括許可取扱要領」改正案によれば、「返送に係る輸出」3.(1)②の中のイの規定は、従来からの「修理特例」と比較して対象貨物が大幅に拡大されている。（「本邦から輸出された貨物が組込まれた他の貨物を含む」となっており、例えば、日本から輸出された集積回路が組込まれた外国製の周波数変換器でも組込み比率に係らず、非ホワイト国向けの輸出であっても適用可能となっている）。</p> <p>現行の「修理特例」の運用と並存する中で、税関確認の際に下記理由で示すような混乱が生じないように、以下の通り明確化をお願いしたい。</p> <p>1. 要望</p> <p>今回の一般包括許可の使用時の税関の確認事項がインボイス上の表示のみで良いか、それとも包括許可取扱要領の（別紙1）左欄（3）の書類も保存だけでなく許可条件に適合している事の証明として税関確認を受ける必要があるかを明確にして頂きたい。また（3）②の書類の輸入証明書に追記すべき事項を明確にしておいていただきたい。</p> <p>2. 理由。</p> <p>（1）現在の「修理特例」では、今回の「返送に係る輸出」の適用の範囲と異なって、「本邦から輸出された他の貨物に組込まれた貨物を含む」運用が行われており、税関での確認においては、（3）の①～③に係る書類は当然ながら、場合によっては例えば半導体製造装置に内蔵して輸出された該当バルブの修理返品の場合、当初日本から輸出した半導体製造装置にそのバルブが含まれていたことを示す資料を要求される場合があること。</p> <p>（2）輸入時の輸入許可証への税関追記事項も税関により異なり互換性がない等、運用が複雑であること。</p>	